

○文部科学省令第三号

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）及び大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第五十号）の施行に伴い、並びに独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第二項、第三項、第五項及び第十七条の二第一項並びに独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第八条の二第四項ただし書、第八条の三及び第八条の四の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月六日

文部科学大臣 萩生田 光一

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(業務方法書に記載すべき事項)

第一条の四「略」

2 第二十條第三項、第二十一條第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項、第二十二條第一項第五号及び第七号並びに第二項、第二十三條第一項第四号及び第六号並びに第二項、第二十三條の三、第二十三條の四第一項、第六項並びに第九項、第二十三條の五、第二十三條の七第三項、第二十三條の八第三項、第二十三條の九、第二十四條、第二十五條、第二十六條の二、第二十九條第二項、第三十一條第二項、第三十二條の二第一項並びに第三項、第三十二條の四第二項並びに第三十六條の規定に基づき機構が定める事項は、前項第一号に掲げる事項に該当するものとする。

(経理方法)

第十七條 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一 三「略」

四 法第十七條の二第一項の学資支給金(以下単に「学資支給金」という。)の支給に係る業務(法第二十三條の二の規定による政府の補助をこれに必要な費用に充てるものに限る。)

五 前四号に掲げる業務以外の業務

「項を削る。」

改正前

(業務方法書に記載すべき事項)

第一条の四「同上」

2 第二十一條第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項、第二十二條第一項第五号及び第七号並びに第二項、第二十三條第一項第四号及び第六号並びに第二項、第二十四條、第二十五條、第三十二條の四第二項並びに第三十六條の規定に基づき機構が定める事項は、前項第一号に掲げる事項に該当するものとする。

(経理方法)

第十七條 機構は、法第二十三條の三の規定によるほか、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一 三「同上」

「号を加える。」

四 前三号に掲げる業務以外の業務

2 機構は、法第二十三條の三の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該区分に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、文部科学大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。

(認定のための選考)

(認定のための選考)

第二十条 法第十四条の規定により機構が学資の貸与を行う場合の認定及び法第十七条の二の規定により機構が学資の支給を行う場合の認定（以下「給付奨学生認定」という。）は、学資の貸与又は支給を受けようとする者の申請に基づき、機構が次条第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項又は第二十三條の二第一項に規定する選考により行うものとする。

2・3 「略」

第二十三條の二 学資支給金の支給を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

- 一・二 「略」
- 三 「略」

イ 過去に給付奨学生認定を受けたことがある者（ロ(1)又は(2)に掲げる者であつて過去に第二十三條の十第一項に規定する給付奨学生認定の取消しを受けたことがないものを除く。）

ロ 「略」

(1) 第四十二條第一号の編入学、同条第二号の入学又は同条第三号の転学（以下この条において「編入学等」という。）をした者であつて、編入学等の前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該編入学等をした日までの期間が一年を経過していないもの 編入学等の前に在学していた確認大学等に入学した日

(2) 「略」

ハ〜チ 「略」

2 「略」

一 「略」

二 前項第三号に掲げる選考対象者（同号ロ(1)及び(2)に掲げる者を除く。）のうち選考時において確認大学等への入学後一年を経過していない者にあつては、次のいずれかの基準（認定試験合格者のうち機構確認者にあつては、ロの基準）に該当するかどうかを判定する

第二十条 法第十四条の規定により機構が学資の貸与を行う場合及び法第十七条の二の規定により機構が学資の支給を行う場合の認定は、学資の貸与又は支給を受けようとする者の申請に基づき、機構が次条第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項又は第二十三條の二第一項に規定する選考により行うものとする。

2・3 「同上」

第二十三條の二 法第十七条の二第一項の学資支給金（以下単に「学資支給金」という。）の支給を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

- 一・二 「同上」
- 三 「同上」

イ 過去に学資支給金の支給に係る認定を受けたことがある者（ロ(1)又は(2)に掲げる者を除く。）

ロ 「同上」

(1) 第四十二條第一号の編入学、同条第二号の入学又は同条第三号の転学（以下この号及び第三項第一号において「編入学等」という。）をした者であつて、編入学等の前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該編入学等をした日までの期間が一年を経過していないもの 編入学等の前に在学していた確認大学等に入学した日

(2) 「同上」

ハ〜チ 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 前項第三号に掲げる選考対象者のうち選考時において確認大学等への入学後一年を経過していない者にあつては、次のいずれかの基準（認定試験合格者のうち機構確認者にあつては、ロの基準）に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められ

方法により、特に優れていると認められること。

イ・ロ〔略〕

三〔略〕

イ GPA等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）第二条第一項第三号ハに規定するGPA等をいう。以下同じ。）がその在学する確認大学等（前項第三号ロ(1)又は(2)に掲げる者にあつては、編入学等の前に在学していた確認大学等及び確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校等の認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等を含む。ロにおいて同じ。）の学部等（別表備考第二号に規定する学部等をいう。）における上位二分の一の範囲に属すること。

ロ 次の(1)及び(2)（災害、傷病その他のやむを得ない事由によりその在学する確認大学等において修得した単位数（単位制によりない専門学校にあつては、履修科目の単位時間数。以下この号において同じ。）が標準単位数（別表備考第一号に規定する標準単位数をいう。以下この号において同じ。）に満たない者にあつては、(2)に限る。）に該当すること。

(1) その在学する確認大学等において修得した単位数が標準単位数以上であること。

(2) 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、当該確認大学等における学修意欲を有していることが文書、面談等により確認できること。

四〔略〕

3 前項第三号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者であつて過去に給付奨学生認定を受けたことがあるものに係る選考は、それぞれ当該各号に定める確認大学等における学業成績が別表に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものとする。この場合において、当該判定の結果、当該学業成績が同表の上欄に定める廃止の区分に該当しないときは、特に優れていると認められることとする。

一・二〔略〕

4〔略〕

ること。

イ・ロ〔同上〕

三〔同上〕

イ GPA等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）第二条第一項第三号ハに規定するGPA等をいう。以下同じ。）がその在学する確認大学等の学部等（別表備考第二号に規定する学部等をいう。）における上位二分の一の範囲に属すること。

ロ その在学する確認大学等において修得した単位数が標準単位数（別表備考第一号に規定する標準単位数をいう。）以上であり、かつ、将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、当該確認大学等における学修意欲を有していることが文書、面談等により確認できること。

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

四〔同上〕

3 前項第三号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に係る選考は、それぞれ当該各号に定める確認大学等における学業成績が別表に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものとする。この場合において、当該判定の結果、当該学業成績が同表の上欄に定める廃止の区分に該当しないときは、特に優れていると認められることとする。

一・二〔同上〕

4〔同上〕

(認定の申請等)

第二十三条の四「略」

2 「略」

3 機構は、選考の結果、第二十三条の二第一項第一号及び第二号の選考対象者が確認大学等に入学した場合に給付奨学生認定を行うべき者(以下この条において「給付奨学生候補者」という。)であると認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨及び支給額算定基準額の区分(令第八条の二第一項から第三項までの各号に掲げる区分をいう。以下同じ。)を通知するものとする。

4 機構は、選考の結果、第二十三条の二第一項第三号の選考対象者が給付奨学生認定を行うべき者であると認めるときは、給付奨学生認定を行うとともに、当該給付奨学生認定を受けた学生等(以下「給付奨学生」という。)に対し、その在学する確認大学等を経由して、その旨並びに支給額算定基準額の区分及び学資支給金の額を通知するものとする。

5 9 「略」

(学資支給金の支給の始期及び終期)

第二十三条の五 学資支給金の支給は、次の各号に掲げる給付奨学生の

区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から学資支給金の支給を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

一 確認大学等への入学(第四十二条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学を含む。以下この条及び附則第十条において同じ。)年度の前年度又は入学後三月以内の機構の定める日までに前条第一項に規定する申請(以下この条において単に「申請」という。)を行った者 当該確認大学等に入学した日の属する月

二 確認大学等に入学後三月を経過した後の七月から十二月までの機構の定める日までに申請を行った者 当該申請を行った日の属する年の十月

三 確認大学等に入学後三月を経過した後の一月から六月までの機構の定める日までに申請を行った者 当該申請を行った日の属する年

(認定の申請等)

第二十三条の四「同上」

2 「同上」

3 機構は、選考の結果、第二十三条の二第一項第一号及び第二号の選考対象者が確認大学等に入学した場合に学資支給金の支給に係る認定を行うべき者(以下この条において「給付奨学生候補者」という。)であると認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨及び支給額算定基準額の区分(令第八条の二第一項から第三項までの各号に掲げる区分をいう。以下同じ。)を通知するものとする。

4 機構は、選考の結果、第二十三条の二第一項第三号の選考対象者が学資支給金の支給に係る認定(以下「給付奨学生認定」という。)を行うべき者であると認めるときは、給付奨学生認定を行うとともに、当該給付奨学生認定を受けた学生等(以下「給付奨学生」という。)に対し、その在学する確認大学等を経由して、その旨並びに支給額算定基準額の区分及び学資支給金の額を通知するものとする。

5 9 「同上」

「条を加える。」

の四月

(給付奨学生の学業成績の判定)

第二十三条の六 確認大学等は、学年（短期大学（修業年限が二年のものに限り、認定専攻科を含む。））、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が二年以下のものに限る。）（第二十三条の十一第二号において「短期大学等」という。）にあつては、学年の半期）ごとに、給付奨学生の学業成績が別表に定める基準に該当するかどうかの判定（以下「適格認定における学業成績の判定」という。）を行うものとする。

2 「略」

(給付奨学生等の収入額及び資産額等の判定等)

第二十三条の七 機構は、毎年、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第二十三条の第二項第四号イ及びロに定める額に該当するかどうかの判定並びに当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。

2 第四十条第一項第二号に掲げる場合に行う給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額が第二十三条の二第二項第四号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定は、第四十条第一項第二号に規定する事由が生じた日（以下この項及び附則第十条において「事由発生日」という。）の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三月ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後にあつては、一年ごと）に行うものとする。

3 機構は、給付奨学生に対し、機構が定めるところにより、適格認定における収入額・資産額等の判定のために必要な書類の提出を求めることができる。

4 「略」

(給付奨学生の学業成績の判定)

第二十三条の五 確認大学等は、学年（短期大学（修業年限が二年のものに限り、認定専攻科を含む。））、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が二年以下のものに限る。）（第二十三条の九第二号において「短期大学等」という。）にあつては、学年の半期）ごとに、給付奨学生の学業成績が別表に定める基準に該当するかどうかの判定（以下「適格認定における学業成績の判定」という。）を行うものとする。

2 「同上」

(給付奨学生等の収入額及び資産額等の判定等)

第二十三条の六 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

2 「同上」

(学資支給金の額の変更)

第二十三条の八 機構は、適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生の学資支給金の額を変更すべきときは、毎年十月に当該学資支給金の額の変更を行うものとする。

2|| 機構は、前条第二項の規定による判定の結果、給付奨学生の学資支給金の額を変更すべきときは、前項の規定にかかわらず、当該判定を行った日の属する月に、当該学資支給金の額の変更を行うものとする。

3|| 機構は、前二項に定めるもののほか、給付奨学生の学資支給金の額を変更すべき事由が生じたときは、当該事由が生じた日の前日の属する月の翌月に、当該学資支給金の額の変更を行うものとする。ただし、通学形態の区分の変更その他本文の規定により難い場合として機構が定める事由が生じた結果、学資支給金の額を変更すべきときは、機構の定める月に当該学資支給金の額の変更を行うものとする。

(生計維持者の変更等の届出)

第二十三条の九 給付奨学生は、機構の定めるところにより、その生計維持者の変更又は在留資格の変更若しくは在留期間の更新の有無その他学資支給金の支給に必要なものとして機構が定める事項を機構に届け出るものとする。

第二十三条の十「略」

第二十三条の十一「略」

(認定の効力の停止等)

第二十三条の十二 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。

一 日本国籍を有しなくなり、第二十条第二項各号のいずれにも該当しないとき(出入国管理及び難民認定法第二十二条の二第一項の規定により本邦に在留することができる期間内に第二十条第二項各号に該当することとなった者を除く。)

(学資支給金の額の変更)

第二十三条の七「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

「条を加える。」

第二十三条の八「同上」

第二十三条の九「同上」

(認定の効力の停止等)

第二十三条の十「同上」

「号を加える。」

二 日本国籍を有せず、第二十条第二項各号のいずれにも該当しなくなつたとき。

三 「略」

四 確認大学等から学校教育法施行規則第二十六条第二項に規定する停学（三月未満の期間のものに限る。次項第三号において同じ。）又は訓告の処分を受けたとき。

五 「略」

六 機構が定める日までに第二十三条の四第九項又は第二十三条の九の規定による届出を機構に対し行わないとき。

七 機構が定める日までに第二十三条の七第三項の規定により提出を求められた書類を提出しないとき。

八 前七号に掲げる場合のほか、給付奨学生認定の効力の停止について、給付奨学生から申出があつたとき。

2 前項の規定により給付奨学生認定の効力が停止された給付奨学生であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該給付奨学生認定の効力の停止が解除されるものとする。

一 前項第一号又は同項第二号に該当する者 日本国籍を有することとなつたとき又は第二十条第二項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 前項第三号に該当する者 確認大学等から復学を認められたとき。

三 前項第四号に該当する者のうち停学の処分を受けたもの 当該停学の処分を受けた日から当該停学の期間（当該停学の期間が一月未満の場合にあつては、一月）を経過したとき。

四 前項第四号に該当する者のうち訓告の処分を受けたもの 当該訓告の処分を受けた日から一月を経過したとき。

五 前項第五号に該当する者 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ及びロに定める額に該当することとなつたとき。

六 前項第六号に該当する者 第二十三条の四第九項又は第二十三条

「号を加える。」

一 「同上」

二 確認大学等から学校教育法施行規則第二十六条第二項に規定する停学（三月未満の期間のものに限る。次項第二号において同じ。）又は訓告の処分を受けたとき。

三 「同上」

四 機構が定める日までに第二十三条の四第九項の規定による届出を機構に対し行わないとき。

「号を加える。」

「号を加える。」

2 「同上」

「号を加える。」

一 前項第一号に該当する者 確認大学等から復学を認められたとき。

二 前項第二号に該当する者のうち停学の処分を受けたもの 当該停学の処分を受けた日から当該停学の期間（当該停学の期間が一月未満の場合にあつては、一月）を経過したとき。

三 前項第二号に該当する者のうち訓告の処分を受けたもの 当該訓告の処分を受けた日から一月を経過したとき。

四 前項第三号に該当する者 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ及びロに定める額に該当することとなつたとき。

五 前項第四号に該当する者 第二十三条の四第九項の規定による届

の九の規定による届出を機構に對し行つたとき。

七 前項第七号に該当する者 第二十三条の七第三項の規定による書類を機構に提出したとき。

八 前項第八号に該当する者 給付奨学生認定の効力の停止の解除に
ついて、給付奨学生から申出があつたとき。

3 機構は、給付奨学生が次の各号に該当するときは、その者及びその在学する確認大学等の設置者に対し、その旨を通知するものとする。

一 第一項の規定により給付奨学生認定の効力が停止されたとき。
二 前項の規定により給付奨学生認定の効力の停止が解除されたとき。

4 第一項の規定により給付奨学生認定の効力が停止され、又は第二項の規定により給付奨学生認定の効力の停止が解除されたときは、当該停止又はその解除の日の前日の属する月の翌月から、学資支給金の支給を停止又は再開するものとする。

5 前項の規定により学資支給金の支給が停止された月から同項の規定により学資支給金の支給が再開された月の前月までの月数は、令第八条の三各号に定める月数に通算するものとする。ただし、第一項第三号（同号及び同項第四号のいずれにも該当するときはを除く。）の規定により給付奨学生認定の効力が停止されたときは、当該通算をしないものとする。

第二十三条の十三 「略」

（個人番号の提供）

第二十四条 機構は、第二十条の規定による選考に当たり、法第十四条第一項の学資貸与金（以下単に「学資貸与金」という。）の貸与又は学資支給金の支給を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、その者及びその生計維持者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。）の提供を求めるものとする。

2 機構は、第二十三条の九の規定により生計維持者の変更について届

出を機構に對し行つたとき。

「号を加える。」

「号を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

第二十三条の十一 「同上」

（個人番号の提供）

第二十四条 機構は、第二十条の規定による選考に当たり、法第十四条第一項の学資貸与金（以下単に「学資貸与金」という。）の貸与又は学資支給金の支給を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、その者及びその生計維持者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）の提供を求めるものとする。

「項を加える。」

出をしようとする給付奨学生に対し、機構の定めるところにより、その生計維持者の個人番号の提供を求めるものとする。

3|| 機構は、法第十五条第二項の規定による学資貸与金の返還の期限の猶予又は第三十二条の三の規定による学資支給返還金（学資支給返還金要返還者（法第十七条の三の規定により機構が支給した学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部の返還を求められた者をいう。以下同じ。）が返還しなければならない額をいう。以下同じ。）の返還の期限の猶予を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、その者の個人番号の提供を求めるものとする。

4|| 機構は、令第五条第三項の規定による第一種学資貸与金の返還又は第三十二条の二第二項の規定による学資支給返還金の返還を行おうとする者に対し、機構の定めるところにより、その者（その者を地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とする者（以下「扶養者」という。）があるときは、その者及びその扶養者）の個人番号の提供を求めるものとする。

5|| 機構は、令第五条第三項の規定による第一種学資貸与金の返還又は第三十二条の二第二項の規定による学資支給返還金の返還を行っている者であつて新たに扶養者が生じたものに対し、機構が定めるところにより、当該扶養者の個人番号の提供を求めるものとする。

6|| 機構は、令第五条第四項の規定による学資貸与金の返還の期限及び返還の方法の変更又は第三十二条の二第三項の規定による学資支給返還金の返還の期限及び返還の方法の変更を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、その者の個人番号の提供を求めるものとする。

7|| 前各項の規定により提供を求めるものとされている個人番号を機構が把握している場合その他の機構が個人番号の提供を必要としない場合にあつては、前各項の規定にかかわらず、機構が別に定めるところによるものとする。

（所得を基礎として算定される割賦金の額による返還）

第二十六条の二 機構は、令第五条第三項に規定する方法により第一種

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

「条を加える。」

学資貸与金の返還を行おうとする者に扶養者がある場合には、当該第一種学資貸与金の返還を行おうとする者の所得にその扶養者の所得を加えた額が機構の定める要件を満たすときに限り、同項に規定するその者の所得を基礎として算定される額を割賦金の額とすることができ

第二十九条「略」
(学資貸与返還割賦金に係る延滞金)

2 機構が学資貸与返還割賦金の返還を延滞している学資貸与金要返還者に賦課する延滞金の額は、機構の定めるところにより、当該延滞している学資貸与返還割賦金(利息を除く。)の額につき年三パーセントの割合で計算した金額とする。ただし、学資貸与金要返還者が学資貸与返還割賦金の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められるときは、これを減免することができる。

第三十一条「略」
(学資貸与金の返還未済額の全部の返還の強制等)

2 機構は、学資貸与金要返還者等が機構の指定した日までに学資貸与金の返還未済額の全部の返還を行わないときは、機構の定めるところにより、当該延滞している学資貸与金の返還未済額(利息を除く。)の全部の額につき年三パーセントの割合で計算した延滞金を請求するものとする。ただし、学資貸与金要返還者が学資貸与金の返還未済額の全部の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められるときは、これを減免することができる。

(学資支給返還金の返還の期限等)

第三十二条の二 学資支給返還金の返還の期限は、機構が返還を求めた月の翌月から起算して六月を経過した日(次項において「六月経過日」という。)以後二十年以内で機構の定める期日とし、その返還は、月賦その他の機構の定める割賦の方法によるものとする。ただし、学資支給返還金要返還者は、いつでも繰上返還をすることができ

第二十九条「同上」
(学資貸与返還割賦金に係る延滞金)

2 機構が学資貸与返還割賦金の返還を延滞している学資貸与金要返還者に賦課する延滞金の額は、機構の定めるところにより、当該延滞している学資貸与返還割賦金(利息を除く。)の額につき年五パーセントの割合で計算した金額とする。ただし、学資貸与金要返還者が学資貸与返還割賦金の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められるときは、これを減免することができる。

第三十一条「同上」
(学資貸与金の返還未済額の全部の返還の強制等)

2 機構は、学資貸与金要返還者等が機構の指定した日までに学資貸与金の返還未済額の全部の返還を行わないときは、機構の定めるところにより、当該延滞している学資貸与金の返還未済額(利息を除く。)の全部の額につき年五パーセントの割合で計算した延滞金を請求するものとする。ただし、学資貸与金要返還者が学資貸与金の返還未済額の全部の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められるときは、これを減免することができる。

(学資支給返還金の返還の期限等)

第三十二条の二 法第十七条の三の規定により機構が支給した学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部の返還を求められた者(以下「学資支給返還金要返還者」という。)が返還しなければならぬ額(以下「学資支給返還金」という。)の返還の期限は、機構が返還を求めた月の翌月から起算して六月を経過した日(次項において「六月

る。

2
〔略〕

3 機構は、前項に規定する方法により学資支給返還金の返還を行うお
とする学資支給返還金要返還者に扶養者がある場合には、当該学資支
給返還金要返還者の所得にその扶養者の収入を加えた額が機構の定め
る要件を満たすときに限り、同項に規定するその者の所得を基礎とし
て算定される額を割賦金の額とすることができる。

4 機構が、災害、傷病その他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由
により学資支給返還金を返還することが困難となった者について、文
部科学大臣の認可を受けて定める基準に従って、学資支給返還割賦金
の減額及び支払回数の変更その他の学資支給返還金の返還の期限及び
返還の方法の変更を行う場合（第二項に規定する場合を除く。）に
は、第一項中「二十年」とあるのは、「文部科学大臣の認可を受けて
機構の定める二十年以上の期間」とする。

5 学資支給返還金要返還者が、支払能力があるにもかかわらず学資支
給返還割賦金の返還を著しく怠ったと認められるときは、前四項の規
定にかかわらず、その者は、機構の請求に基づき、その指定する日ま
でに学資支給返還金の返還未済額の全部を返還しなければならない。

（学資支給返還割賦金の返還の通知、督促及び強制等）
第三十二条の五〔略〕

2～5 〔略〕

6 前二項の規定は、学資支給返還金の返還未済額の全部の返還（第三十
二条の二第五項の規定による学資支給返還金の返還未済額の全部の返
還をいう。以下この項において同じ。）について準用する。この場合
において、第四項中「前二項の規定による督促を受けてもその延滞し
ている学資支給返還割賦金を返還しないとき」とあるのは「機構の指
定した日までに学資支給返還金の返還未済額の全部の返還を行わない
とき」と、「学資支給返還割賦金の返還」とあるのは「学資支給返還

経過日」という。）以後二十年以内で機構の定める期日とし、その返
還は、月賦その他の機構の定める割賦の方法によるものとする。ただ
し、学資支給返還金要返還者は、いつでも繰上返還をすることができ
る。

2 〔同上〕

〔項を加える。〕

3 機構が、災害、傷病その他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由
により学資支給返還金を返還することが困難となった者について、文
部科学大臣の認可を受けて定める基準に従って、学資支給返還割賦金
の減額及び支払回数の変更その他の学資支給返還金の返還の期限及び
返還の方法の変更を行う場合（前項に規定する場合を除く。）には、
第一項中「二十年」とあるのは、「文部科学大臣の認可を受けて機構
の定める二十年以上の期間」とする。

4 学資支給返還金要返還者が、支払能力があるにもかかわらず学資支
給返還割賦金の返還を著しく怠ったと認められるときは、前三項の規
定にかかわらず、その者は、機構の請求に基づき、その指定する日ま
でに学資支給返還金の返還未済額の全部を返還しなければならない。

（学資支給返還割賦金の返還の通知、督促及び強制等）
第三十二条の五〔同上〕

2～5 〔同上〕

6 前二項の規定は、学資支給返還金の返還未済額の全部の返還（第三十
二条の二第四項の規定による学資支給返還金の返還未済額の全部の返
還をいう。以下この項において同じ。）について準用する。この場合
において、第四項中「前二項の規定による督促を受けてもその延滞し
ている学資支給返還割賦金を返還しないとき」とあるのは「機構の指
定した日までに学資支給返還金の返還未済額の全部の返還を行わない
とき」と、「学資支給返還割賦金の返還」とあるのは「学資支給返還

金の返還未済額の全部の返還」と、前項中「学資支給返還割賦金の返還」とあるのは「学資支給返還金の返還未済額の全部の返還」と、それぞれ読み替えるものとする。

(令第一条第一項の表備考第一号に規定する文部科学省令で定める別科)

第三十三条 令第一条第一項の表備考第一号に規定する文部科学省令で定める別科は、助産師、視能訓練士、臨床工学士、調理師、製菓衛生師若しくは養護教諭の養成を行うもの又は畜産、園芸、外国語、音楽若しくは美術に関する別科で職業に必要な技術の教授を目的とするものとする。

〔項を削る。〕

(国内に住所を有しない者等に係る支給額算定基準額の算定)

第四十条 令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 選考対象者若しくは給付奨学生又はその生計維持者が令第八条の二第四項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない場合

金の返還未済額の全部の返還」と、前項中「学資支給返還割賦金の返還」とあるのは「学資支給返還金の返還未済額の全部の返還」と、それぞれ読み替えるものとする。

(大学の別科及び専修学校の課程)

第三十三条〔同上〕

2|| 令第一条第一項の表備考第五号に規定する文部科学省令で定める専門課程は、工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係若しくは商業実務関係の分野に属する専修学校の学科又は服飾、デザイン、写真、外国語、音楽若しくは美術に関する専修学校の学科であつて、その授業が年二回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているものとする。

(国内に住所を有しない者に係る支給額算定基準額の算定)

第四十条 令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、選考対象者若しくは給付奨学生又はその生計維持者が同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の施行地に住所を有しない場合とし、同項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額(その額が零を下回る場合にあつては零とし、その額に百円未満の端数がある場合にあつてはこれを切り捨てた額)(同項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあつては、零)とする。

- 一 令第八条の二第四項第一号に規定する合計額に百分の六を乗じた額に準ずるものとして適切と認められるもの

二 生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかつた事由が生じたことにより緊急に学資支給金の支給を受けること（既に給付奨学生認定を受けている学生等にあつては、学資支給金の額を変更すること）が必要となつた場合

三 選考対象者又は給付奨学生が確認大学等に入学した日前一年以内に離職したことにより、学資支給金の支給を受けようとする年の収入の著しい減少が見込まれる場合（当該離職の日の属する年度又はその翌年度において市町村民税の所得割を課されている場合に限る。）

2 令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあつては零とし、その額に百円未満の端数がある場合にあつてはこれを切り捨てた額）（同項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあつては、零）とする。

一 令第八条の二第四項第一号に規定する合計額に百分の六を乗じた額に準ずるものとして適切と認められるもの

二 令第八条の二第四項第二号に規定する控除する額に準ずるものとして適切と認められるもの

（令第八条の三第一号の文部科学省令で定める月数）

第四十一条の二 令第八条の三第一号の二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、二十四月とする。ただし、認定専攻科に入学した日の属する月と学資支給金の支給を初めて受ける月が異なる場合は、二十四月から、認定専攻科に入学した日の属する月から学資支給金の支給を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

2 令第八条の三第一号の四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、四十八月とする。ただし、専門学校に入学した日の属する月と学資支給金の支給を初めて受ける月が異なる場合は、四十八月から、専門学校に入学した日の属する月から学資支給金の支給を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

二 令第八条の二第四項第二号に規定する控除する額に準ずるものとして適切と認められるもの

「号を加える。」

「項を加える。」

「条を加える。」

附 則

(緊急に学資支給金の支給を受けることが必要な給付奨学生に対する学資支給金の支給の始期の特例)

第十條 第四十條第一項第二号に該当する給付奨学生に対する学資支給金の支給は、当分の間、第二十三條の五の規定にかかわらず、次の各号に掲げる給付奨学生の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から学資支給金の支給を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

- 一 事由発生日が入学前であり、入学後三月以内の日までに申請を行った者 当該確認大学等に入学した日の属する月
- 二 事由発生日が入学前であり、入学後三月を経過して申請を行った者 給付奨学生認定を受けた日の属する月
- 三 事由発生日が入学後であり、事由発生日から三月以内の日までに申請を行った者 給付奨学生認定を受けた日又は事由発生日から四月を経過した日のいずれか早い日の属する月
- 四 事由発生日が入学後であり、事由発生日から三月を経過して申請を行った者 給付奨学生認定を受けた日の属する月

別表 適格認定における学業成績の基準 (第二十三條の二、第二十三條の六及び第二十三條の十関係)

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること(災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。)
警告	次の各号のいずれかに該当すること(災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。)
	一〜四 [略]

[条を加える。]

別表 適格認定における学業成績の基準 (第二十三條の二、第二十三條の五及び第二十三條の八関係)

区分	学業成績の基準
廃止	[項を加える。]
警告	[項を加える。]
	一〜四 [同上]

<p>一「略」</p> <p>二 GPA等が学部等における下位四分の一の範囲に属し、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 給付奨学生の在学する確認大学の正規の修業年限を満了するまでに、その取得が当該確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしい資格等であつて、職業に密接に関連するものを取得する能力につき高い水準を満たすと見込まれること。</p> <p>ロ 満十八歳となる日の前日において児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定より同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者、同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者又は第三十九条に掲げる者であつて、履修科目の授業への出席率が高いことその他の学修意欲が高い状況にあると認められること。</p> <p>三「略」</p>	<p>備考</p> <p>一 この表における「標準単位数」とは、次のいずれか少ない数を用いる。</p> <p>イ 確認大学等が卒業又は修了の要件として修得することを定める単位数（単位制によらない専門学校にあつては、単位時間数）を修業年限の年数（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十条の二、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第十六条の二、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第二十七条、専門職短期大</p>
---	---

<p>一「同上」</p> <p>二 GPA等が学部等における下位四分の一の範囲に属すること。</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>三「同上」</p>	<p>備考</p> <p>一 この表における「標準単位数」とは、卒業又は修了の要件として確認大学等が定める単位数（単位制によらない専門学校にあつては、単位時間数）を修業年限の年数で除した数に、給付奨学生の在学年数（その期間に休学期間が含まれるときは、当該休学期間（当該休学期間が一年未満の場合にあつては、その月数（一月未満の場合にあつては、一月）を十二で除した数とする。）を控除する。）を乗じた単位数（一単位未満の端数が生じた場合にあつては、これを一単位に切り上げるものとする。）をいう。</p> <p>「号の細分を加える。」</p>
---	---

学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第二十四条及び専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第二十五条の規定により、確認大学等が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを認めた学生にあつては、当該確認大学等が認めた期間）で除した数に、学生等が在学した期間の年数（その期間に休学期間が含まれるときは、当該休学期間（当該休学期間が一年未満の場合にあつては、その月数（一月未満の場合にあつては、一月）を十二で除した数とする。）を控除する。）を乗じた数（一月未満の端数が生じた場合にあつては、これを一に切り上げるものとする。）

ロ 大学設置基準第二十七条の二第一項、短期大学設置基準第十三条の二第一項、専門職大学設置基準第二十三条第一項、専門職短期大学設置基準第二十条第一項及び専修学校設置基準第二十四条の規定により、学生等が在学した期間について履修科目として登録することができる単位数の上限として確認大学等が定めた数を合計した数

二・三「略」

「号の細分を加える。」

二・三「略」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、大学等における修学の支援に関する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。
ただし、第四十条第一項に第三号を加える改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 機構は、大学等における修学の支援に関する法律附則第六条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第五条の規定による改正前の独立行政法人日本学生支援機構法第二十三条の三の規定により特別の勘定を設けて経理する場合には、この省令による改正前の独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第十七条第二項の規定は、なおその効力を有する。

3 この省令による改正後の独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第二十九条第二項及び第三十一条第二項の規定は、この省令の施行の日以後の期間に対応する延滞金の額の計算について適用し、同日前の期間に対応する延滞金の額の計算については、なお従前の例による。